

青森県報

号外第十号

令和元年
五月二十二日
(水曜日)

目 次

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課) …… 二
○青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める ための手続等に関する条例の一部を改正する条例……………	(県 民 生 活 文 化 課) …… 五

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二中「第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「にあつては」を「には」に、「法第三十七条の二第二項」を「同条第十一項」に、「その者」を「当該納税義務者」に改める。

附則第四条の二第二項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

附則第四条の七第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に改める。

附則第四条の九中「同条各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「」を「同条中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に」に、「とする」を「と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令附則第四条の六第一項に規定するところにより計算した

金額に相当する部分を除く。」と、「同条第十一項」とあるのは「法第三十七条の二第十一項」とする」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第六条中「第三十九条の二第一号に掲げる寄附金」を「法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第六条の四第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第八条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第八条の四の二第一項及び第三項並びに第八条の五の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二の二第二項から第八項まで及び第九条の二の三中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第九条の二の五第一項、第四項及び第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十二条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第十三条の二中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項並びに第十四条の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十六条第一項第二号中「同年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十七条中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年六月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十九条の二並びに附則第四条の九及び第六条の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第三十九条の二並びに附則第四条の九及び第六条の規定の適用については、令和二年度分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条の二	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
附則第四条の九	規定する特例控除対象寄附金	支出したものに限り。）（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金
附則第六条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第三十九条の二第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限り。）
送付		送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二三号）附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第七条第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例（平成二十七年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭